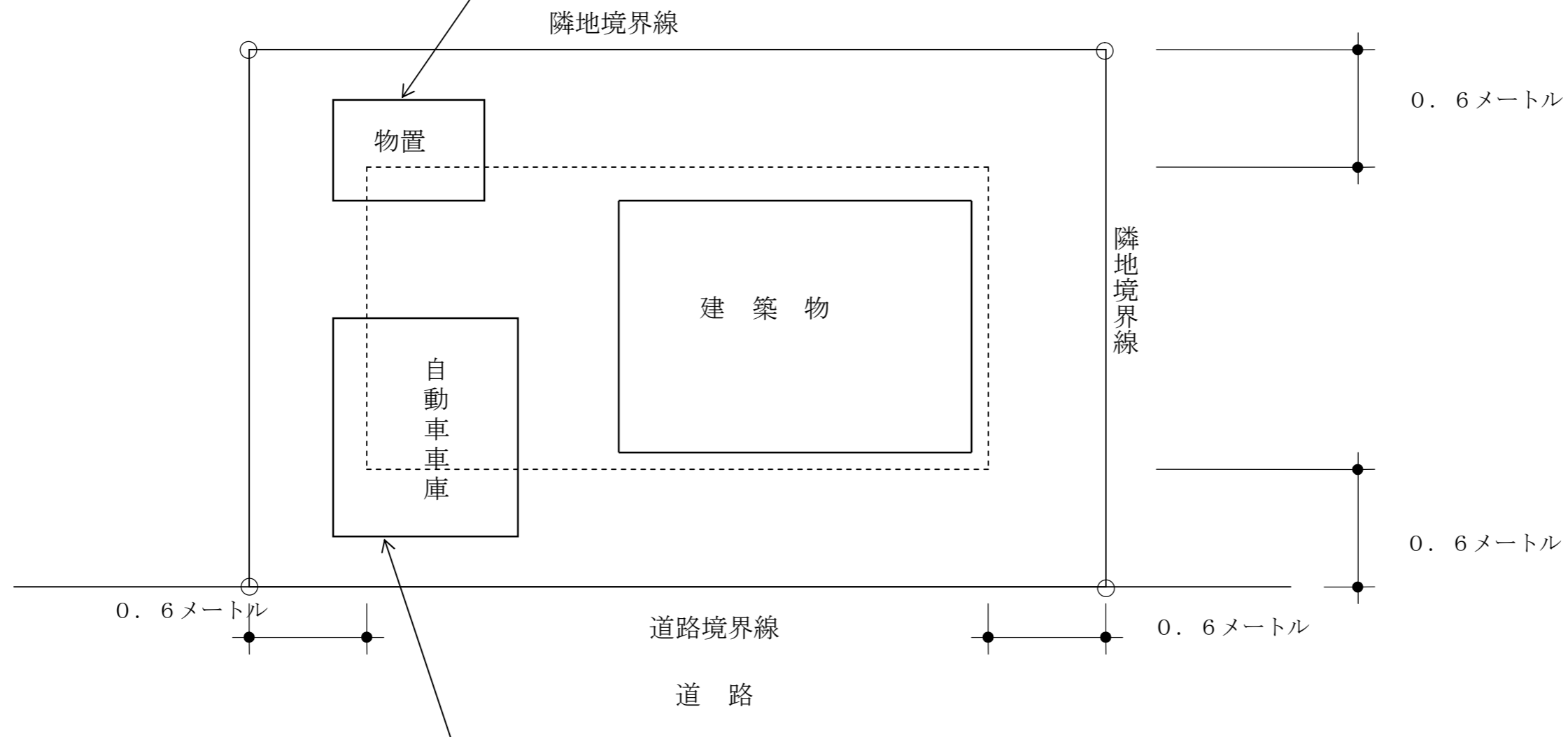


# 【壁面の位置の制限について】

壁面の位置の制限 : 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路又は隣地境界線までの距離は、  
0.6メートル以上でなければならない。  
ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分についてはこの限りでない。

1. 物置その他にこれらに類する用途に供し軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、  
床面積の合計が5平方メートル以内であるもの。



2. 自動車車庫の用途に供し軒の高さが2.3メートル以下であるもの。